

# 徳島市工事検査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、徳島市において施行する土木工事及び建築工事の検査を適正に実施するため、徳島市工事検査要綱に基づく、検査の技術的な基準を定める。

(適用)

第2条 この基準は、徳島市工事検査要綱第2条に定めるしゅん工検査及び部分払検査、既済部分検査に適用し、中間検査にこれを準用するものとする。

(検査の方法)

第3条 検査は、設計図書に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の検査は、契約等の履行状況、施工体制、施工状況、工程管理及び安全管理等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。）と設計図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録（3次元CADを含む。）と設計図書を対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真、3次元CAD等により出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により品質の適否を判断することが困難な場合は、検査員は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(検査の基準)

第8条 土木工事の検査の内容及び工事の出来形の適否の判定は、別表第1、

第2及び第3により行うこととし、その規格値は別に定める徳島市土木工事施工管理基準によるものとする。なお、規格値の定めのない工事の許容範囲は、当該施設及び他の施設の機能及び維持管理に支障を及ぼさない程度までとする。

- 2 建築工事の検査の内容及び工事の出来形の適否の判定は、別表第1、第3及び第4により行うこととし、その基準は設計図書に定めた標準仕様書によるものとする。ただし、検査員は工事内容等を勘案し、検査の内容を別に指示することができる。

(補足)

第9条 この検査基準に定めるもののほか、工事の検査の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 2 この基準は、平成15年4月1日以後に行う検査について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前に契約している工事については、なお従前の例による。